

いわゆる「並行権限の行使」について

- 「並行権限の行使」とは、国の行政機関が、地方公共団体が処理している事務と同一の事務を、法令の定めるところにより、自らの権限に属する事務として処理するもの。
- 地方分権推進委員会の勧告及び地方分権推進計画において、「自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合」には、認められるものとされている。
- 参議院において、「地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること」とされている。
- 地方自治法において、国の行政機関が、自治事務と同一の事務を自らの権限に属する事務として処理するときは、原則としてあらかじめ地方公共団体に対して事務処理の内容等を書面により通知しなければならない旨定めている。

○ 地方分権推進委員会第 1 次勧告（平成 8 年 12 月 20 日）（抜粋）

第一章 国と地方の新しい関係

V 国と地方公共団体の関係についての新たなルール

1 関与の基準

(2) 自治事務（仮称）に係る国の関与の類型

③ 是正措置要求、指示

- * なお、自治事務（仮称）として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合には、国は、法律の定めるところにより、直接事務を処理することができるものとする。

○ 地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日）（抜粋）

第 2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の在り方

(1) 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の基準

サ 国の直接執行

- 自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合には、国は、法律の定めるところにより、直接事務を行うことができる。

○ 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会附帯決議（平成 11 年 7 月 8 日）（抜粋）

自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。

○ 地方自治法（抜粋）

（国の行政機関が自治事務と同一の事務を自らの権限に属する事務として処理する場合の方式）

第二百五十条の六 国の行政機関は、自治事務として普通地方公共団体が処理している事務と同一の内容の事務を法令の定めるところにより自らの権限に属する事務として処理するときは、あらかじめ当該普通地方公共団体に対し、当該事務の処理の内容及び理由を記載した書面により通知しなければならない。ただし、当該通知をしないで当該事務を処理すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、国の行政機関は、自ら当該事務を処理した後相当の期間内に、同項の通知をしなければならない。

○ 代表的な規定例

・ 建築基準法第 17 条第 7 項・第 12 項

国の利害に重大な関係がある建築物についての建築確認等の措置

・ 国土利用計画法第 13 条第 2 項

国の立場から特に必要があると認めるときの規制区域の指定又は指定の解除等の措置

・ 都市計画法第 24 条第 4 項

国利害に重大な関係のある都市計画区域の指定又は都市計画の決定若しくは変更のための措置

・ 障害者自立支援法第 11 条

自立支援給付対象サービス等に対する調査等

・ 国際観光ホテル整備法第 12 条第 2 項・第 13 条第 2 項

登録ホテルを営む者に対する施設の基準の維持等のための指示